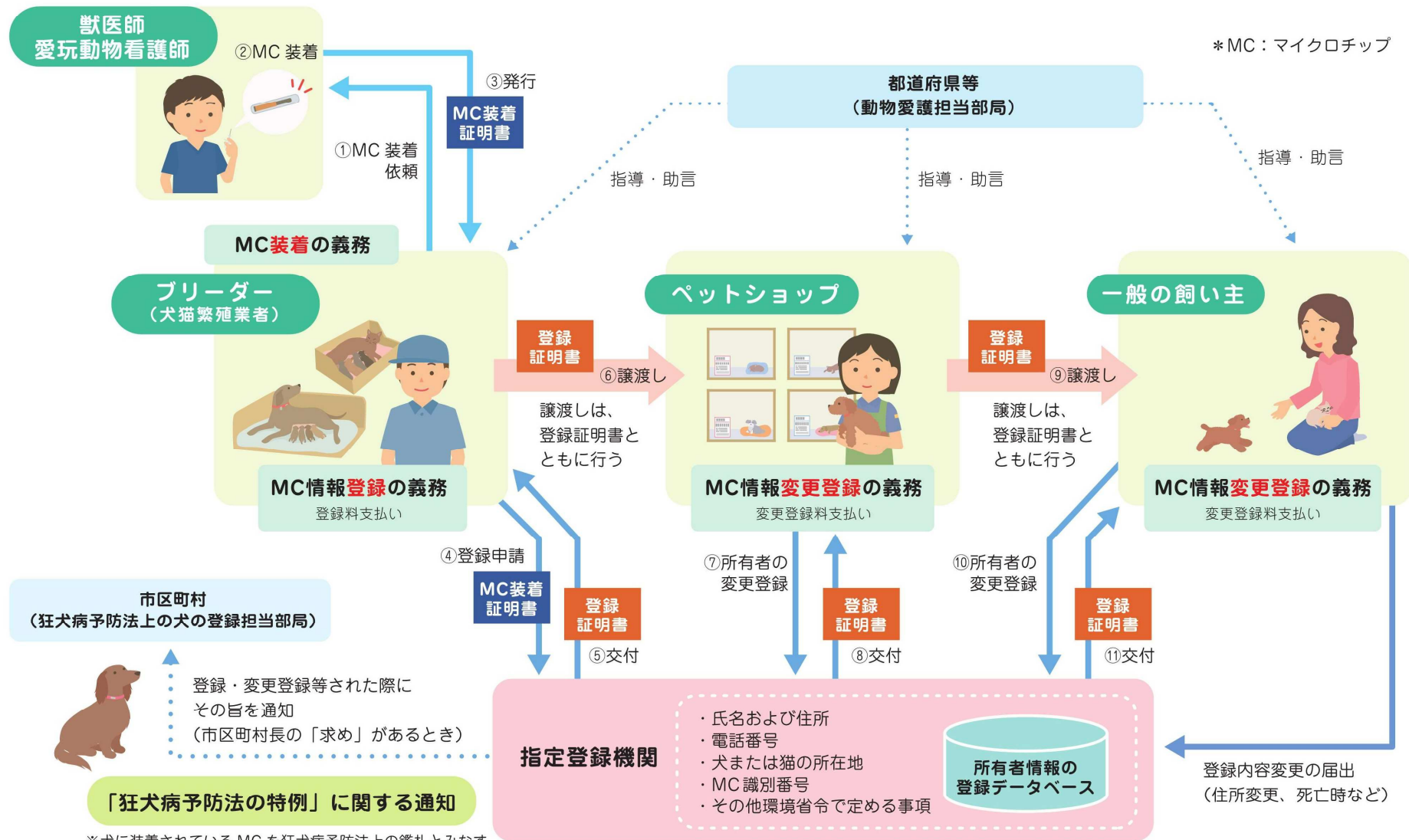


犬猫所有者のマイクロチップ装着・情報登録の流れ(販売ルート)

*MC：マイクロチップ



「狂犬病予防法の特例」に関する通知

※犬に装着されているMCを狂犬病予防法上の鑑札とみなす

- 犬猫等販売業者(ブリーダー・ペットショップなど)については、MC装着・情報登録を義務化。
- MCを装着した犬猫を譲り受けた者については、変更登録を義務化。

※注：一般の飼い主が第一種動物取扱業者以外から犬猫を入手した場合、MCの装着は義務ではないが、装着した場合には「MC情報の登録」は義務となる。

※指定登録機関への登録料は300円(用紙による申請の場合は1,000円)。

原案:環境省
制作:公益社団法人日本愛玩動物協会